

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月10日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 丸岡 智也
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	（03）6837—6322（代表）
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CFO 篠原 雄一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	（03）6837—6322（代表）
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CFO 篠原 雄一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2024年3月27日付開示の「外部調査委員会の設置及び2023年12月期有価証券報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」のとおり、EV充電インフラ1号合同会社を当社グループの連結範囲に含めるための対応を行うことといたしました。具体的には、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」で定められている支配力基準に基づく実質的な支配があるものと評価して、同社を2023年2月の設立時より、当社の連結範囲に含めることといたしました。

EV充電インフラ1号合同会社は、EV充電設備所有を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company, SPC）として2023年2月に設立された合同会社（GK）です。GKの代表社員及び業務執行社員、並びに設立時の出資者は一般社団法人EV充電インフラ（ISH）であり、GK並びにISHと当社との間に直接的な資本関係はありません。GKは、スポンサーから商法上の匿名組合（TK）出資（本件の場合は、当初社債の引受を行い、3年経過後にTK持分へ強制転換する）を募る他、銀行からの融資やリース会社からのリース提供により、EV充電設備の取得及び運営に必要な資金を調達します。なお当該社債引受者は、引受後3年経過時点で保有する社債がTK持分に転換された以降、社債引受価額（引受簿価）にてその持分を当社もしくは当社が指定する第三者に売り渡す権利（プット・オプション）を有しています。

当社は、EV充電インフラ1号の資金が当社グループ外の出資者又は社債引受者による匿名組合契約を通じた出資又は社債の発行により調達される計画であることを踏まえ、2023年12月期第3四半期連結会計期間までに発行された社債の引受者2者がEV充電インフラ1号の意思決定機関を実質的に支配していると判定しておりました。この判定に基づき、当社は、EV充電インフラ1号を連結の範囲から除外しておりました。その後EV充電インフラ1号は2023年10月に新たな社債を発行しており、この新たな社債発行を受け、当社は、社債引受者3者がEV充電インフラ1号の意思決定機関を支配するに至ったと判定しておりました。

有限責任 あずさ監査法人は、当社による連結の範囲の判定の妥当性を検討していたところ、2024年2月16日に上記のSPCスキームに係る会計処理に疑義がある旨の外部通報を受け、当社による連結の範囲の判定及びSPCスキームに係る会計処理に関し、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別し、当社の常勤監査役に対して、デジタルフォレンジックの実施を求めました。このデジタルフォレンジックの実施により検出された事項は以下のとおりです。

- ・当社の緊密な関係にある者に該当する当社の代表取締役（当時、2024年7月30日付で退任）が、2023年11月に筆頭社債引受者（2023年12月末におけるEV充電インフラ1号の社債（10億円）のうち、最大額である7億円の引受者）に対して3.5億円の融資を行っていたこと
- ・この融資に当たり締結された金銭消費貸借契約書には以下の定めがあり、当社の代表取締役（当時）による社債引受者に対する融資は実質的にSPCに対する間接出資に該当すること
 - ・融資された資金の用途は、SPCへの出資に限定される
 - ・返済額は、SPCから社債引受者が受け取る金額に限定される
- ・社債引受者が保有するEV充電インフラ1号に対する出資について、諸条件を満たした場合、社債引受者が当社にこの出資を売渡すことが可能となるオプション契約が締結されていたが、オプション契約に定められた諸条件に関わらず、出資後3年目に社債引受者が保有するSPCに対する出資をその出資額に利息を加えた金額で買い取ることが実質的な合意事項である旨等を、当社執行役員（当時）が社債引受者に対して電子メールで伝達していたこと

上記を踏まえたうえでの当社グループとGKとの関係性は以下のとおりです。

- ・当社は、EV充電設備所有者であるGKより一部の管理業務を除くGKの業務執行全てを受託しておりEV充電設備の運営に関する包括的業務を行っている他、GKがEV充電設備を設置する土地の利用に関しての方針に関する重要な地位を有しております。また、当社はGKのリース債務に対して債務保証を行っております。
- ・当社子会社のENECHANGE EVラボ株式会社は、GKに対してEV充電設備の販売を行っており、GKとの間で商品売買契約及び工事請負契約を締結しております。
- ・当社の代表取締役（当時）は、特定の社債権者との間で締結した金銭消費貸借契約を通じてEV充電インフラ1号合同会社への間接的な貸付を行っております。当該貸付金はEV充電インフラ1号合同会社の社債の払い込みに用途が限定されており、また、その返済額は、EV充電インフラ1号合同会社から社債権者が受け取る金額に限定されていることから、実質的に当該貸付は当社の代表取締役（当時）によるEV充電インフラ1号への間接的な出資であると評価しております。

当社は、これらの契約関係及び運営の実態を踏まえ、「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号最終改正2009年3月27日。以下「実務対応報告第21号」という。）Q4の参照先である「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号最終改正2011年3月25日。以下「実務対応報告第20号」という。）Q1に規定される「2投資事業組合における具体的な適用」（3）を適用した結果、i）「自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（当該業務執行の権限を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の過半の割合を占めているときであって、かつ、ii）実務対応報告第20号Q1「2投資事業組合における具体的な適用」（2）の から までのいずれかの要件に該当する場合」に該当すると判断し、またiii）EV

充電インフラ 1 号合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであるとは認められないため、実質的に支配していると判断しております。

i)については、具体的にはISHが以下の理由から、当社の緊密者であると考えられるため、当社と ISHの業務執行の権限を合わせるとEV充電インフラ 1 号合同会社の業務執行の権限の過半の割合を占めていると評価しております。

- ・EV充電インフラ 1 号合同会社の運営基本契約、商品売買契約及び工事請負契約に基づきEV充電インフラ 1 号合同会社の「EV充電事業」の重要な意思決定及び業務執行は当社により行われていると判断しております。

- ・ISHにおける職務執行者は会計事務所であり、同事務所及びこれと実質的に同一視される ISHは形式的な業務執行者であると判断しております。

- ・当社が下記ii)記載のとおり、EV充電インフラ 1 号合同会社の「EV充電事業」から生ずる損失の半分以上を超える多くの額を負担する場合等に該当する可能性があると考え判断しております。

ii)については、具体的には以下の理由から、当社がEV充電インフラ 1 号合同会社の資金調達額の総額の概ね過半について債務の保証を行っており、またEV充電インフラ 1 号合同会社の事業から生ずる損失の概ね全額について負担していると考えております。

- ・当社がEV充電インフラ 1 号合同会社のリース債務に対する連帯保証を負担しており、これらの保証は、資金調達額の総額の過半を超える可能性があること

- ・当社にコール・オプションが、社債権者にプット・オプションが付与されており、それぞれの行使価額が出資価額とされているため、経済合理性に鑑みると、どちらかのオプションが行使される可能性は高く、支配力の要件（資金調達額の総額の概ね過半に対する債務の保証）を満たすことが当初から予定されていると評価できること

- ・社債権者に付与しているプット・オプションが行使された場合は、当社は社債が転換された後の匿名組合出資持分を出資価額で買い取る義務を有していることにより、EV充電インフラ 1 号合同会社の「EV充電事業」の状況が芳しくなく、欠損の状況が続く場合は、社債権者のプット・オプションが行使されと考えられ、当社がEV充電インフラ 1 号合同会社の損失の概ね全額を負担することになると考えられること

iii)については、具体的には当社及びISHが行っている業務（例えば、EV充電設備の設置場所の選定、施設オーナーとの契約の締結、リース条件の決定、EV充電インフラ 1 号合同会社のリース債務に対する連帯保証契約の締結等）は、EV充電インフラ 1 号合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであるとは認められないと評価しております。

以上の理由により、2023年12月期において、当社がEV充電インフラ 1 号合同会社を支配力基準に基づき実質的に支配しているものと評価し、連結子会社に含まれることといたしました。

これに伴い、EV充電インフラ1号合同会社を設立時点から連結の範囲に含めるなどの必要な訂正を行った結果、2023年8月10日に提出いたしました第9期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人より四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第4 経理の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期 第 2 四半期 連結累計期間	第 9 期 第 2 四半期 連結累計期間	第 8 期
会計期間	自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日	自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日	自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	2,151,139	2,046,162	3,734,068
経常損失() (千円)	176,998	1,213,232	1,156,664
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失() (千円)	270,831	1,214,093	1,315,060
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	264,838	1,297,456	1,298,272
純資産額 (千円)	4,426,631	2,224,817	3,502,462
総資産額 (千円)	6,398,851	5,512,635	6,758,823
1 株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	9.11	40.21	44.01
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.1	40.2	51.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	707,161	1,018,408	1,910,932
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	511,712	714,175	1,546,692
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,715	71,878	958,454
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (千円)	4,365,763	1,276,570	3,067,058

回次	第 8 期 第 2 四半期 連結会計期間	第 9 期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日	自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日
1 株当たり四半期純損失() (円)	8.67	26.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、最新の状況は以下のとおりです。なお、記載のない項目については有価証券報告書から重要な変更等はありません。主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

第1四半期連結会計期間において、EV充電事業を行うEV充電インフラ1号合同会社を設立したため、同社を新たに連結の範囲に含めております。

（1）EV充電事業

（事業の概況）

EV充電は、自宅やオフィスにおける「基礎充電」、移動途中における「経路充電」、滞在先駐車場における「目的地充電」の3パターンに類型されます。「基礎充電」と「目的地充電」は、ガソリン車との対比で一般的にEVのメリットとして挙げられる駐車中に充電を行うものであり、充電設備としては多くは3kW（キロワット）または6kW出力の普通充電器でサービス提供されます。一方「経路充電」は、移動中の電欠を防止するために行うものであり、充電設備としては高出力で短時間に充電を行う急速充電器が利用されます。

当社グループの「EV充電事業」は、自社グループ内でEV充電インフラを所有し、EV/PHEVドライバー向けにEV充電サービスを提供することで、継続的な充電収入を得ることを目的としています。本事業を運営するうえでは、各グループ会社が特定の機能や業務に特化した役割を担っており、それぞれの目的を追求することでグループ全体の事業価値が最大化することを目指しています。

当社はEV充電設備所有者（当社グループ内の充電設備インフラ保有会社であるEV充電インフラ1号合同会社、あるいは、ホテルや駐車場といった施設）に対して既設のEV充電設備の運営に関する包括的業務を行うCharge Point Operator（以下「CPO」）業務を、「目的地充電」及び「基礎充電」を対象として行っており、具体的な業務としては、EV充電設備の価値向上や利便性向上に向けた、利用促進ツールの提供、課金代行、保守管理、カスタマーサポート等が含まれます。当社子会社のENECHANGE EVラボ株式会社は、新規のEV充電設備の販売・設置業務を行っており、具体的な業務としては、新規EV充電設備設置のための施設向けマーケティング、EV充電設備の稼働が見込まれる適地の開拓・選定、地権者からの土地利用許諾の取得サポート、補助金の申請サポート、充電機器の調達・販売及び工事の実施、工事元請会社との工事契約締結アレンジ等が含まれます。当社子会社であるEV充電インフラ1号合同会社は、EV充電設備の所有を目的に設立された特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」）です。

当社グループとしては、新規の設置口数増加を目的とした当社子会社であるENECHANGE EVラボ株式会社が「EV充電設備の販売・設置業務」を、既設のEV充電設備の稼働時間向上を目的とした当社が「EV充電設備の運営に関する包括的業務」を行い、EV充電インフラ1号合同会社等が保有するEV充電設備を通じてEV充電サービスを提供します。今後、インフラサービス事業者としてEV充電設備の設置口数を拡大することで、競争優位性の確立、スケールメリットによる利益率向上を目指します。



（サービスの特徴）

< EV充電エネチェンジ >

「EV充電エネチェンジ」は、「基礎充電」及び「目的地充電」に注目し、マンションなどの自宅や、レジャー施設や商業施設などの目的地を中心にEV充電器を設置することで、EVユーザーにとっての充電機会の拡大を図ることを目的としています。2027年までにEV充電器を国内で3万台設置することを目標に掲げ、全国にサービスを拡大しています。

ハードウェアの面では、日本で主に使用されている3kW出力の普通充電器と比較して、約2倍の速度での充電を実現する6kWの出力普通充電器を採用し、更に経済産業省で実施しているEV充電インフラ向け補助事業（「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」）に対応した機器を採用することにより、施設オーナーにとって初期費用負担が軽減されたサービス提供を行っております。

ソフトウェアの面では、当社の充電器に限らず全国の充電器情報を網羅して集めたEV充電情報アプリを提供し、またアプリを通じて「EV充電エネチェンジ」利用時の決済まで可能とすることで、充電器を探す、充電する、支払うというプロセスに対するサービスをワンストップで提供しています。

加えて、国内のEV充電インフラネットワークを構築している株式会社e-Mobility Powerと事業提携することにより、自動車メーカー等が発行している充電カードをかざすだけでEV充電エネチェンジでの決済が可能となっています。これにより、当社独自のアプリを通さなくても、多くのEVドライバーが当社のサービスを利用することが可能です。

（収益モデル）

当社グループの一般的な事業スキームは以下の例示のとおりです。

当社グループにおいては、下記の3つの売上が発生します。

（１）充電収入：当社グループは、設置した充電設備の利用に応じてEVユーザーがEV充電設備所有者に対して支払う充電料金を従量型で収受、または、施設オーナーからの月額利用料を固定型で収受します。本売上は、当社グループにおけるストック型の収益となります。

（２）ハードウェア売上：ENECHANGE EVラボ株式会社は、「EV充電設備の販売・設置業務」において、充電機器の販売や付随して発生する設置工事等の役務が完了した時点で販売収益を収受します。本売上は、当社グループにおけるフロー型の収益となりますが、EV充電インフラ1号合同会社に販売する場合は、内部取引として連結上の相殺消去が行われます。

（３）サービス売上：当社は、「EV充電設備の運営に関する包括的業務」において、EV充電設備の所有者であるEV充電インフラ1号合同会社等に対して提供する運営サービスの対価として、設置した充電設備の利用に応じたEVユーザーがEV充電設備所有者に対して支払う従量型の充電料金の一部、または、施設からの固定型の月額利用料の一部を収受します。本売上は、当社グループにおけるストック型の収益となりますが、当社子会社であるEV充電インフラ1号合同会社より収受する場合は、内部取引として連結上の相殺消去が行われます。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、最新の状況は次のとおりです。記載のない項目については有価証券報告書から重要な変更等はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) EV充電設備の設置オペレーション及びその後の設備運営について

当社グループの「EV充電事業」における、子会社であるENECHANGE EVラボ株式会社では、EV充電設備の販売・設置過程において、主に海外からのEV充電機器サプライヤーより充電機器の供給を受けた後に、国内の工場を組み立てやソフトウェアのインストール等を行ったうえで保管し、設置工事実施時に他の工事部材と併せて搬送したうえで最終的にEV充電設備としてEV充電設備所有者に納品します。この過程において、ENECHANGE EVラボ株式会社では、EV充電インフラ補助金の要項の公表時点から補助金交付を受けるための工事完了期限が短期間であること、EV充電機器の発注から納品までは数ヶ月以上の期間を有すること、他の関連部材も流通在庫が不足しがちであること等を勘案し、予め充分な手元在庫を抱える運用を行っております。しかしながら、政府のEV充電インフラ補助金の要件変更や、入札制度下におけるEV充電インフラ補助金を巡る競争の激化による落札率の低下、EV充電設備の稼働が見込まれる適地の開拓・選定等が計画どおりに進まない場合、EV充電設備の設置が低調となり、EV充電設備及びその部材の在庫リスクを抱える可能性があります。

また当社ではEV充電設備の設置後において、EV充電設備所有者からの業務委託を受け充電設備の運営に関するサービスを提供します。具体的にはEV充電設備を効率的に使用するためのアプリケーションの提供や設備のメンテナンス、カスタマーサポート等が挙げられます。加えて、今後はポスター掲示やEV優先車室用のコーン設置などの利用促進ツールの提供も予定しており、かかる取組により設置後のEV充電設備の稼働率向上を目指しています。しかしながら、これらの取組にも拘らずEV充電設備の稼働時間が低水準に留まった場合は、当社グループが受領する充電収入が減少するリスクがあります。係る影響により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金使途及び投資効果について

2021年12月に実施した公募増資による調達資金の使途につきましては、エネルギープラットフォーム事業における、プロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金、当社グループの顧客基盤強化を企図した買収に係る資金、自社サービス拡充に資する資金、エネルギーデータ事業における、「脱炭素テックファンド」への出資や運営に係る資金、EV充電事業及びエネルギーデータ事業の将来成長に資する資金、及びエネルギープラットフォーム事業及びエネルギーデータ事業におけるエンジニア、セールス、サポート人員の採用費並びに人件費等に充当予定としておりましたが、2022年5月13日に については充当時期を未定と変更いたしました。この背景であったエネルギー業界における卸電力価格の高騰等をきっかけにしたユーザー獲得活動の停滞が概ね正常化に向かっていると判断し、 については2023年8月10日に調達資金の使用を再開したことを公表しております。また、これら投資については厳密な費用対効果分析を経た上で実施する方針ではありますが、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

将来において、調達時点では予定していなかった更なる事業ポートフォリオの拡大により、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。なお、調達資金を上記以外の目的で使用する場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

(3) 競合他社の状況について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において、家庭向け・法人向けユーザーに電力・ガス切替プラットフォームを展開する事業者は複数存在しており、また電力・ガス会社が自ら直接・間接的に顧客に対して営業行為を行っているため、一定程度の競争環境は存在するものと認識しております。前者の競合に対しては、提携電力・ガス事業者数の拡大、サービス価値の向上及びSEO対策や積極的なマーケティング施策をベースにしたオンラインでの集客力強化、パートナーシップの拡大によるオフラインでの集客力強化を図ってまいりました。後者の競合に対しては、複数の電力・ガス会社から最適な事業者を選択できるというサービスモデルを差別化要因として競争力の向上に努めてまいりました。その結果として、本書提出日現在での競争環境は限定的なものと認識しております。

「エネルギーデータ事業」においては、一部顧客管理システムや需給管理システムを対象にした商材展開を行っている事業者が存在しております。しかしながら、「エネチェンジクラウドMarketing」においては「エネルギープラットフォーム事業」で蓄積された独自データベースを活用しオンライン上での顧客獲得を推進させるという、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、本書提出日現在では競争環境は比較的軽微なものと認識しております。今後新たな競合が参入した場合も、電力・ガス比較サイト「エネチェンジ」で培ったマーケティングの知見や蓄積されたデータベース、データ解析技術等を差別化要因として、競合に対する優位性は保てるものと認識しております。また「エネチェンジクラウドDR」においては、今後スマートメーターの普及とともに国内外の競合他社が増加し、競争環境が激化してくる可能性があります。国内外の顧客企業へのサービス提供を通じて蓄積された独自データベ

スを活用したプロダクトの開発やデータ活用に関する知見、導入実績の積み上げにより競争力の向上に努めてまいります。

「EV充電事業」においては、普通充電や急速充電インフラの確立に向け、各地へEV充電機器の設置を進める事業者が複数存在しており、取引先や顧客の獲得及び補助金の申請において、徐々に競争が激化しているものと認識しております。当社におきましては、2023年度第2四半期時点で、ハードウェア面においては、EV充電器の累計受注台数が6,482台となり、またソフトウェア面においては、EVドライバーにとって利便性の高いプロダクトとして、EV充電情報を掲載したアプリに加え、出力の高い普通充電器、更には株式会社e-Mobility Powerと連携した決済システムを提供する等、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、競争に対する優位性は保っているものと認識しております。今後EVが普及する局面において、これらの強みを強化しながら設置台数と稼働率の向上を実現し、更なる競争力の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後他に優れた技術やビジネスモデルを持ち合わせた競合の参入により、当社グループの事業領域における競争激化の結果として当社グループユーザーの解約や電力・ガス会社との契約単価の下落が生じる他、設置台数や稼働率が伸び悩んだりした場合、若しくは当社グループサービスの導入が進まなかった場合は、当社グループの事業及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) EV及びEV充電インフラに関する政策動向について

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、日本政府によるグリーントランスフォーメーション(GX)推進の方針のもと、EV及びEV充電インフラの普及に向けて政府による補助事業等が展開されております。当社グループの「EV充電事業」は、EV及びEV充電インフラに対する政府の補助事業を前提として経営戦略立案及び営業活動を行っており、国や都道府県の補助金は単年度予算に基づいて設定されるものであるため、予算額が上限に達した場合等においては、当社グループが受注したEV充電器の設置が翌年度にずれ込む可能性があり、その場合には棚卸資産が一時的に増加する可能性があります。その他、国や都道府県の大きな方針変更があった場合、EV充電事業におけるEV充電器の受注台数や設置可能台数が減少し、経営成績に影響する可能性があります。

(5) スtockオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は3,238,692株であり、発行済株式総数30,119,144株と潜在株式数3,238,692株の合計の9.7%に相当しておりますが、その多くは経営陣及び主要従業員の長期にわたるコミットメントを目的としたものであり、権利行使期間に一定の制限が設けられています。具体的には、当社代表取締役CEOの城口洋平に対して付与された新株予約権は、2018年から段階的に権利行使可能となる条件のため、当社グループの長期にわたる価値向上に対してのコミットメントを担保するものです。また、植野泰幸に対して付与された新株予約権は、いわゆる時価発行新株予約権信託®であり、2018年から5年間にわたり、当社取締役(代表取締役CEOの城口洋平を除く)、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に段階的に付与し権利行使可能となる条件です。時価発行新株予約権信託®の活用により、長期にわたるコミットメントの強化、並びに人材採用力の強化、現金での給与・賞与等の報酬水準を抑制する効果が見込まれるため、当社グループの業績においても重要な影響を持ちます。これらの新株予約権を除くと、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は80,736株であり、発行済株式総数30,119,144株と潜在株式数80,736株の合計の0.3%に相当します。本書提出日現在においては、更なる新株予約権の新規発行は予定しておりませんが、競争環境等の変化により今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税(Q&A)」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。当第2四半期においては、源泉所得税の要納付額相当分としての金額306,983千円を四半期連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」に計上するとともに、これに対応する債権を「流動資産」の「未収入金」に計上しております。

今回の国税庁の見解を受け、社内及び外部専門家等とも協議の上、今後の対応を検討中であり、状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、世界的な金融引き締め等が続く中で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや、円安による物価の上昇により、依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の悪化以降、資源価格高騰の影響を受けた電力会社の財務状況の悪化が見られましたが、電気料金の値上げや卸電力市場価格の落ち着きに伴い、一部電力会社においてユーザー獲得に前向きな動きが見られる状況です。

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、引き続きグリーントランスフォーメーション（GX）が進展しました。日本政府による2022年12月22日の第5回GX実行会議において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされる中、こうしたGXの動きの中心となる電力業界においては、2016年4月の電力の小売全面自由化以降、当社のベース市場である電力販売額は約18兆円（注1）と拡大しております。また、乗用車の新車販売における電気自動車（EV）をはじめとした電動車比率を2035年までに100%とする目標が掲げられる（注2）など、EVの普及とそれに併せたEV充電インフラの需要が高まることが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」において展開する「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジBiz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の2サービスについて、電力会社との連携を強化しつつ、継続的な新規顧客獲得及び既存顧客のサポートに注力してまいりました。

「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等のサービスにつき、継続的な新規機能開発と営業強化に努めてまいりました。とりわけ、電力需給逼迫に伴う節電の社会的要請の高まりにより、電力需要家に節電量に応じたインセンティブを提供する、デマンドレスポンスサービスの営業促進に注力しました。

「EV充電事業」においては、タクシー・エレベーター広告等の積極的な広告宣伝や、東京海上日動火災保険株式会社との提携など、EV充電分野における当社のシェア向上に向けた積極的な営業活動や投資を継続しました。また株式会社e-Mobility Powerとの提携や、充電スポット検索アプリ「EVsmart」と「EV充電エネチェンジ」の統合を行うなど、EVユーザーの更なる利便性の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の当社グループの経営成績は、売上高2,046,162千円（前年同期比4.9%減）、営業損失1,151,138千円（前年同期は営業損失222,967千円）、経常損失1,213,232千円（前年同期は経常損失176,998千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失1,214,093千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失270,831千円）となっております。

なお、営業外収益で補助金受贈益114,278千円、また、営業外費用で固定資産圧縮損114,067千円を計上しております。これらはEV充電サービス事業における充電インフラ整備に係るものであります。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭向け・法人向け共に切替件数が堅調に推移した結果、ユーザー数は前年同四半期比25.5%増の506,819件となりました。四半期のARPU（注3）は、切替時に提携企業から受領する一時報酬単価の下落影響により、当四半期のARPU（ストック収益）は502円となり、ARPU（フロー収益）は12,194円となりました。以上の結果、セグメント売上高は1,538,545千円（前年同期比6.0%減）、セグメント利益は107,530千円（前年同期比44.7%減）となりました。

エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」、家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入及びプロダクト開発を進めた結果、顧客数は前年同四半期比15.1%増の61社となりました。また、四半期のARPUは、安定的に推移し、前年同四半期比6.4%減の3,902千円となりました。以上の結果、セグメント売上高は479,864千円（前年同期比6.3%減）、セグメント利益は110,371千円（前年同期比6.8%増）となりました。

EV充電事業

「EV充電事業」においては、事業推進のためにエンジニア・セールス人員を中心とした採用の増加による組織体制の拡大や、タクシー・エレベーター広告等の積極的なマーケティングの実施等先行投資を進めた結果、受注件数は事業開始以来の累計で6,482台となりました。また、株式会社e-Mobility Powerとの提携をはじめとした各種パートナー連携を拡大するなど、更なる事業拡大を見据えた施策に取り組んでまいりました。以上の結果、セグメント売上高は27,752千円（前年同期比1,596.1%増）、セグメント損失は1,018,570千円（前年同期はセグメント損失208,439千円）となりました。

（注）1. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。

2. 経済産業省「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月22日）、電動車は電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）を含む。

3. Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味する。

（2）財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は2,440,392千円となり、前連結会計年度末に比べ2,086,683千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が1,790,487千円、前渡金が409,273千円減少したことによるものです。

また、当第2四半期連結会計期間末における固定資産は3,072,242千円となり、前連結会計年度末に比べ840,495千円増加いたしました。これは主に建設仮勘定が720,330千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は、5,512,635千円となり、前連結会計年度末に比べ1,246,188千円減少いたしました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は2,217,977千円となり、前連結会計年度末に比べ134,771千円増加いたしました。これは主に未払金が410,294千円増加し、販売促進引当金が306,962千円減少したことによるものです。

また、当第2四半期連結会計期間末における固定負債は1,069,839千円となり、前連結会計年度末に比べ103,315千円減少いたしました。これは主に長期借入金が88,998千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は、3,287,817千円となり、前連結会計年度末に比べ31,456千円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は2,224,817千円となり、前連結会計年度末に比べ1,277,644千円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失1,214,093千円の計上により利益剰余金が減少したことによるものです。

この結果、自己資本比率は40.2%（前連結会計年度末は51.7%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,790,487千円減少し、1,276,570千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は1,018,408千円（前年同期は707,161千円の支出）となりました。

これは主として、税金等調整前四半期純損失1,213,232千円、販売促進引当金の減少額303,394千円、補助金受贈益114,278千円等による資金の減少、未払金の増加額480,549千円、補助金の受取額114,278千円、固定資産圧縮損114,067千円等による資金の増加であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は714,175千円（前年同期は511,712千円の支出）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出478,079千円、無形固定資産の取得による支出138,402千円、投資有価証券の取得による支出94,468千円等による資金の減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は71,878千円（前年同期は6,715円の収入）となりました。

これは主として、長期借入金の返済58,998千円等による資金の減少であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第 2 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,311,012	30,652,412	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	30,311,012	30,652,412	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年5月11日 (注)1	147,516	30,289,784	5,604	3,070,100	5,604	3,070,090
2023年5月12日 (注)2	-	30,289,784	3,051,665	18,434	-	3,070,090
2023年5月12日～ 2023年6月30日 (注)1	21,228	30,311,012	1,672	20,107	1,672	3,071,762

(注)1.新株予約権の行使による増加であります。

2.2023年3月30日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、2023年5月12日付で減資の効力が発生し、資本金の額を3,051,665千円減少し、その他資本剰余金に振り替えています。

(5) 【大株主の状況】

2023年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
城口 洋平	東京都港区	5,604	18.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託 口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12	2,434	8.03
ENERGY STATION COMPANY LIMITED (常任代理人 みずほ証券株式会 社)	FLAT E, 29/F, ALASSIO, 100 CAINE ROAD, HONG KONG	2,399	7.92
有田 一平	神奈川県小田原市	1,907	6.29
山口 貴弘	東京都港区	1,456	4.81
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	1,420	4.68
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号	1,308	4.32
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	832	2.75
株式会社エブコ	東京都墨田区太平 4 丁目 1 番 3 号	640	2.11
SCOTTISH EQUITABLE-JAPAN EXEMPT SCOTTISH EQUITABLE PLC (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	SCOTTISH EQUITABLE HOUSE EDINBURGH PARK EDINBURGH GB EH12 9SE	565	1.86
計	-	18,568	61.26

- (注) 1 . 上記大株主の状況は、2023年 6 月30日現在における株主名簿に基づいて記載しております。
- 2 . 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,434,800株であ
り、それらの内訳は、投資信託設定分2,390,800株、年金信託設定分44,000株となっております。
- 3 . 日本マスタートラスト信託銀行 (信託口) の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,013,500株であ
り、それらの内訳は、投資信託設定分918,200株、年金信託設定分95,300株となっております。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 30,258,400	302,584	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 52,512	-	-
発行済株式総数	30,311,012	-	-
総株主の議決権	-	302,584	-

【自己株式等】

2023年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ENECHANGE株式会社	東京都中央区京橋三丁目1番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】
該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2023年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,067,058	1,276,570
売掛金及び契約資産	441,503	543,822
商品及び製品	122,908	2,292
前渡金	424,773	15,500
未収入金	233,419	315,698
未収消費税等	103,955	81,657
その他	137,842	210,173
貸倒引当金	4,386	5,323
流動資産合計	4,527,076	2,440,392
固定資産		
有形固定資産		
建設仮勘定	31,764	752,094
その他	72,988	98,931
有形固定資産合計	104,752	851,025
無形固定資産		
ソフトウェア	72,701	154,699
ソフトウェア仮勘定	31,709	71,379
のれん	702,039	666,295
その他	2,077	1,972
無形固定資産合計	808,528	894,346
投資その他の資産		
投資有価証券	1,126,590	1,101,088
差入保証金	191,876	225,781
その他	8,817	-
貸倒引当金	8,817	-
投資その他の資産合計	1,318,466	1,326,869
固定資産合計	2,231,747	3,072,242
資産合計	6,758,823	5,512,635

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,043	45,071
短期借入金	1,267,900	1,265,000
1年内返済予定の長期借入金	3142,996	3172,996
未払金	532,625	942,919
未払法人税等	36,291	2,029
契約負債	70,431	107,433
販売促進引当金	449,057	142,095
返金負債	-	51,495
その他	135,859	103,936
流動負債合計	2,083,205	2,217,977
固定負債		
長期借入金	31,136,845	31,047,847
繰延税金負債	13,812	9,453
その他	22,497	12,538
固定負債合計	1,173,154	1,069,839
負債合計	3,256,360	3,287,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,061,665	20,107
資本剰余金	2,930,526	5,992,299
利益剰余金	2,438,533	3,652,602
自己株式	163	163
株主資本合計	3,553,495	2,359,641
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	208,127	241,519
為替換算調整勘定	149,733	99,862
その他の包括利益累計額合計	58,394	141,657
新株予約権	7,361	6,834
純資産合計	3,502,462	2,224,817
負債純資産合計	6,758,823	5,512,635

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
売上高	2,151,139	2,046,162
売上原価	346,663	418,654
売上総利益	1,804,475	1,627,507
販売費及び一般管理費	2,027,443	2,778,646
営業損失 ()	222,967	1,151,138
営業外収益		
受取利息	13	16
持分法による投資利益	41,851	-
為替差益	8,127	-
特典失効益	5,205	3,568
補助金受贈益	-	114,278
その他	1,663	4,190
営業外収益合計	56,861	122,053
営業外費用		
支払利息	9,954	18,210
持分法による投資損失	-	1,597
為替差損	-	17,703
固定資産圧縮損	-	114,067
その他	938	32,567
営業外費用合計	10,893	184,147
経常損失 ()	176,998	1,213,232
特別損失		
減損損失	63,403	-
和解金	11,469	-
特別損失合計	74,873	-
税金等調整前四半期純損失 ()	251,871	1,213,232
法人税、住民税及び事業税	12,790	406
法人税等調整額	6,169	554
法人税等合計	18,959	961
四半期純損失 ()	270,831	1,214,193
非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	-	100
親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	270,831	1,214,093

【四半期連結包括利益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
四半期純損失 ()	270,831	1,214,193
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	38,638
為替換算調整勘定	2,920	13,428
持分法適用会社に対する持分相当額	8,913	58,053
その他の包括利益合計	5,993	83,263
四半期包括利益	264,838	1,297,456
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	264,838	1,297,356
非支配株主に係る四半期包括利益	-	100

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 ()	251,871	1,213,232
減価償却費	29,166	33,423
減損損失	63,403	-
支払利息	9,954	18,210
のれん償却額	27,009	55,102
為替差損益 (は益)	16,515	1,471
補助金受贈益	-	114,278
固定資産圧縮損	-	114,067
特典失効益	5,205	3,568
和解金	11,469	-
持分法による投資損益 (は益)	41,851	1,597
貸倒引当金の増減額 (は減少)	4,962	936
販売促進引当金の増減額 (は減少)	45,200	303,394
売上債権の増減額 (は増加)	11,941	102,182
前渡金の増減額 (は増加)	-	17,404
棚卸資産の増減額 (は増加)	6,000	4,136
未収入金の増減額 (は増加)	-	85,391
未収消費税等の増減額 (は増加)	-	35,569
仕入債務の増減額 (は減少)	13,439	1,549
未払金の増減額 (は減少)	96,507	480,549
契約負債の増減額 (は減少)	21,446	37,001
返金負債の増減額 (は減少)	-	51,495
営業保証金の増減額 (は増加)	130,000	113,205
その他の資産の増減額 (は増加)	138,003	10,371
その他の負債の増減額 (は減少)	43,060	33,061
その他	13	26,130
小計	567,737	1,079,294
利息及び配当金の受取額	13	16
利息の支払額	11,280	17,116
補助金の受取額	-	114,278
法人税等の支払額	128,155	36,291
営業活動によるキャッシュ・フロー	707,161	1,018,408
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,318	478,079
無形固定資産の取得による支出	18,309	138,402
投資有価証券の取得による支出	451,698	94,468
投資有価証券の払戻による収入	-	16,133
条件付き取得対価の支払額	-	19,358
差入保証金の差入による支出	23,386	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	511,712	714,175
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みに よる収入	-	100
短期借入金の純増減額 (は減少)	-	24,900
長期借入金の返済による支出	24,996	58,998
リース債務の返済による支出	-	20,516
セール・アンド・リースバックによる収入	-	14,146
新株予約権の行使による株式の発行による収入	31,711	19,436
その他	-	1,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,715	71,878
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,050	13,975
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,206,107	1,790,487
現金及び現金同等物の期首残高	5,571,870	3,067,058
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,365,763	1,276,570

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、EV充電インフラ1号合同会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。同社は、EV充電設備所有を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company, SPC）として2023年2月に設立された合同会社（GK）です。GKの代表社員及び業務執行社員、並びに設立時の出資者は一般社団法人EV充電インフラ（ISH）であり、GK並びにISHと当社との間に直接的な資本関係はありませんが、当社は、「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号最終改正2009年3月27日。以下「実務対応報告第21号」という。）Q4の参照先である「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号最終改正2011年3月25日。以下「実務対応報告第20号」という。）Q1に規定される「2投資事業組合における具体的な適用」（3）を適用した結果、i）「自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（当該業務執行の権限を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の過半の割合を占めているときであって、かつ、ii）実務対応報告第20号Q1「2投資事業組合における具体的な適用」（2）の から までのいずれかの要件に該当する場合」に該当すると判断し、またiii）EV充電インフラ1号合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであるとは認められないため、実質的に支配していると判断しております。

i)については、具体的にはISHが以下の理由から、当社の緊密な者であると考えられるため、当社とISHの業務執行の権限を合わせるとEV充電インフラ1号合同会社の業務執行の権限の過半の割合を占めていると評価しております。

・EV充電インフラ1号合同会社の運営基本契約に基づきEV充電インフラ1号合同会社の「EV充電事業」の重要な意思決定及び業務執行は当社により行われていると判断しております。

・ISHにおける職務執行者は会計事務所であり、同事務所及びこれと実質的に同一視されるISHは形式的な業務執行者であると判断しております。

・当社が下記ii)に記載のとおり、EV充電インフラ1号合同会社の「EV充電事業」から生ずる損失の概ね全額について負担する場合等に該当すると判断しております。

ii)については、当社がEV充電インフラ1号合同会社の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約が存在しているほか、EV充電インフラ1号合同会社のリース債務に関する連帯保証契約を締結していることを踏まえ、EV充電インフラ1号合同会社の事業から生ずる損失の概ね全額について負担していると判断しております。

・当社がEV充電インフラ1号合同会社のリース債務に対する連帯保証を負担しており、これらの保証は、資金調達額の総額の過半を超える可能性があること

iii)については、具体的には当社が行っている業務（例えば、EV充電設備の設置場所の選定、施設オーナーとの契約の締結、リース条件の決定、EV充電インフラ1号合同会社のリース債務に対する連帯保証契約の締結等）は、EV充電インフラ1号合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであるとは認められないと評価しております。

以上の理由により、当社がEV充電インフラ1号合同会社を支配力基準に基づき実質的に支配しているものと評価し、連結子会社を含めることといたしました。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(信託型ストックオプションに対する課税)

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q & A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。

当第2四半期においては、源泉所得税の要納付額相当分としての金額306,983千円を四半期連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」に計上するとともに、これに対応する債権を「流動資産」の「未収入金」に計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
当座貸越契約の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	9,900	100,000
差引額	290,100	200,000

2 コミットメント型シンジケートローン契約

当社は、設備投資そのほかの所要資金調達のため、2022年12月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行等7社と総額1,500,000千円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2023年12月期末日及び2024年12月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
コミットメント型シンジケートローンの 借入限度額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	315,000	-
差引額	1,185,000	1,500,000

3 財務制限条項

前連結会計年度(2022年12月31日)

(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)の一部200,008千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、2022年12月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)の一部84,000千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、2022年12月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

当第2四半期連結会計期間(2023年6月30日)

(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)の一部175,012千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金

額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、2023年6月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部75,000千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、2023年6月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部220,831千円には以下の財務制限条項が付されており、当該事項に抵触した場合には、当該借入金について期限の利益を喪失する場合があります。

2024年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2023年12月期末日及びそれ以降各会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

(4) 長期借入金の一部250,000千円（返済期日は2025年6月30日）については、当該借入金以外の債務について期限の利益を喪失したときは、借入先の請求通知により、直ちに借入金の元本及び利息並びに清算金その他当該金銭消費貸借契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての債務について一括で返済する旨の、期限の利益の喪失に関する特約が付されております。そのため、当該借入金についても期限の利益を喪失する場合があります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
広告宣伝費	272,767千円	690,133千円
販売手数料	503,353	625,979
貸倒引当金繰入額	4,962	936
販売促進引当金繰入額	359,525	19,860

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
現金及び預金勘定	4,365,763千円	1,276,570千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	4,365,763	1,276,570

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 . 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第 2 四半期連結累計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 . 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年 3 月30日開催の第 8 回定時株主総会の決議に基づき、2023年 5 月12日付で減資の効力が発生し、資本金の額を3,051,665千円減少し、その他資本剰余金に振り替えています。この結果、当第 2 四半期連結会計期間末において資本金が20,107千円、資本剰余金が5,992,299千円となっています。

なお、株主資本の合計金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注2)
	エネルギーブ ラットフォー ム事業	エネルギー データ事業	EV充電事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	-	96,551	1,497	98,049	-	98,049
一定期間にわたり移転される 財又はサービス	1,637,574	415,376	138	2,053,090	-	2,053,090
顧客との契約から生じる収益	1,637,574	511,928	1,636	2,151,139	-	2,151,139
外部顧客への売上高	1,637,574	511,928	1,636	2,151,139	-	2,151,139
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,637,574	511,928	1,636	2,151,139	-	2,151,139
セグメント利益又は セグメント損失()	194,363	103,316	208,439	89,240	312,207	222,967

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 312,207千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「エネルギーデータ事業」セグメントにおいて、無形固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において63,403千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注2)
	エネルギーブ ラットフォー ム事業	エネルギー データ事業	EV充電事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	-	53,562	21,848	75,411	-	75,411
一定期間にわたり移転される 財又はサービス	1,538,545	426,301	5,904	1,970,750	-	1,970,750
顧客との契約から生じる収益	1,538,545	479,864	27,752	2,046,162	-	2,046,162
外部顧客への売上高	1,538,545	479,864	27,752	2,046,162	-	2,046,162
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,538,545	479,864	27,752	2,046,162	-	2,046,162
セグメント利益又は セグメント損失()	107,530	110,371	1,018,570	800,668	350,470	1,151,138

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 350,470千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	9円11銭	40円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	270,831	1,214,093
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	270,831	1,214,093
普通株式の期中平均株式数(株)	29,728,996	30,197,418
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年9月10日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 出 俊 也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して2023年8月10日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期連結財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。